

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、綾川町が土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（区画整理事業）仲和田地区）計画を変更することについて平成24年1月13日適当と決定した。

その関係書類を綾川町経済課において平成24年2月9日から同月29日まで縦覧に供する。

平成24年2月3日

香川県知事 浜 田 恵 造